

家畜衛生だより

Animal Hygiene News Letter

第300号

令和8年2月発行



新潟県

発行元：中央家畜保健衛生所

〒959-0423 新潟市西蒲区旗屋 686

TEL 0256-88-3141 FAX 0256-88-3185

Mail ngt066010@pref.niigata.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ -北帰行期の警戒を-

令和7年シーズンは、本県2事例（11月発生）を含む13道府県18事例（採卵鶏13事例、肉養鶏4事例、うずら1事例）発生し、約423万羽が防疫措置対象となっています。野鳥等でも13道県78事例（新潟県2事例を含む）でウイルスが確認されています。（2月2日時点）

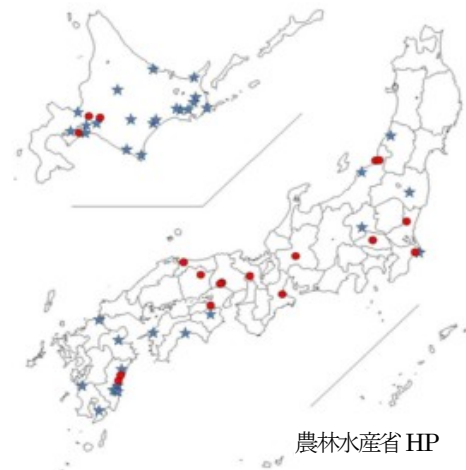
3月以降渡り鳥が営巣地に移動する時期となります。この移動が終わる5月頃までは、環境中に広くウイルスが存在し、発生リスクが高まっていると考え、農場へのウイルス侵入を防ぐための対策を再確認し、特に塵埃対策を可能な範囲で実施する等、最大限の警戒をお願いします。

※ 県内発生2事例の疫学調査報告書が農林水産省のホームページ内にありますので参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html#epi_result

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



農林水産省 HP

～大臣指定地域について～

1月1日より県内では村上市、胎内市、新発田市、聖籠町、柏崎市、上越市の一部が指定されました。その地域内の養鶏場では、①発生に備え、消毒薬の備蓄と塵埃対策に必要な資材などの準備、②農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討する必要があります。

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善しましょう。

■人・物・車両の入出時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施
- ・家きん舎ごとの専用の靴の使用

■塵埃対策

- ・鶏舎周辺の散水・消毒
- ・換気や出荷作業前等には消毒液散布

■野生動物の侵入防止・誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- ・農場周辺のため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置等

定期報告書の提出をお願いします 報告期限：令和8年3月6日（金）

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数及び衛生管理情報等を県へ報告することが義務付けられていますので、期限までに報告してください。不明な点がありましたらお問い合わせください。

豚熱

令和7年度は、4、5及び10月に群馬県で発生が確認されました。平成30年9月以降、23都県100事例発生し、約43.6万頭が殺処分されています。野生イノシシでの感染も継続しており、新たに4月宮崎県、8月福岡県、11月鹿児島県で野生イノシシの感染が確認されています。

新潟県では野生イノシシ（捕獲・死亡）について豚熱の検査を継続していますが、令和7年度は、令和8年1月31日時点で232頭検査し13頭（胎内市1頭、新発田市10頭、新潟市1頭、長岡市1頭）の感染が確認されています。

野生動物の侵入防止や農場出入り時の消毒等、ウイルスの侵入防止対策に努めることが重要です。

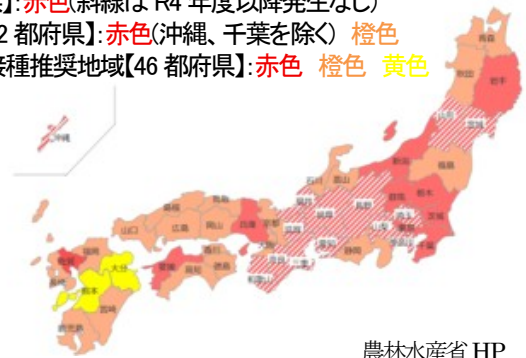
本県の野生イノシシの検査状況

年度	検査数	陽性数
H30	15	0
R1	139	0
R2	245	37
R3	219	10
R4	224	7
R5	321	18
R6	336	20
R7	232	13
計	1,731	105

(令和8年1月31日時点)

全国の状況

飼養豚発生県【24都県】:赤色(斜線はR4年度以降発生なし)
野生イノシシ発生県【42都府県】:赤色(沖縄、千葉を除く) 橙色
飼養豚へのワクチン接種推奨地域【46都府県】:赤色 橙色 黄色



農林水産省 HP

家畜の伝染病発生状況（新潟県）

令和7年（1～12月）に県内では家畜伝染病（法定伝染病）は高病原性鳥インフルエンザ2件が発生しました。

届出伝染病は、牛伝染性リンパ腫が毎年15件前後で推移しています。豚丹毒はと畜場での発生です。

牛伝染性リンパ腫は牛伝染性リンパ腫ウイルス（BLV）の感染によって起こり、1989年に届出伝染病に指定されて以降、全国的に発生件数は増加の一面を辿っています。治療法やワクチンはないため、農場のBLVに感染状況を把握し、感染防止対策を実施することが重要となります。「農場の感染状況を知りたい」や「防止対策を実施したい」など家畜保健衛生所にご相談ください。

○法定伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	2	4

○届出伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
牛	牛伝染性リンパ腫	13	15
豚	豚丹毒	5	8
鶏	鶏伝染性気管支炎	3	24
みつばち	アカリング二症	1	4

家畜人工授精所を開設していない畜産農家での精液等の取扱いについて

令和2年に家畜改良増殖法が改正され、家畜遺伝資源の適正な生産・流通・利用を確保するために、人工授精用精液等の適正な管理が求められています。精液等について、以下の点等を確認し、取扱いに注意してください。

- 家畜人工授精所の開設の許可を得ていない場所で保存した家畜人工授精用精液等を他者に譲渡（無償含む）することはできません。
- 保存容器（ストロー等）と家畜人工授精用精液証明書等は一体（一致）管理する（ボンベにある精液ストローと精液証明書は、記載内容を含め、本数と枚数が一致していなければなりません）。
- 自家授精用に凍結精液を購入した際には、精液証明書の裏面「譲渡・経由の確認」欄を記載する。
- 家畜人工授精師で人工授精を実施していれば、家畜人工授精簿などを記録し保存する。



家畜の伝染病発生状況（新潟県：令和7年）

令和7年（県内1～12月）
家畜伝染病は高病原性鳥インフルエンザ2件が発生しました。

届出伝染病のは右表のとおりで、牛伝染性リンパ腫が15頭（うち佐渡島内5頭）発生。ウイルスを原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする牛の疾病で、感染牛のうち発症するのは数%ですが、治療法やワクチン

はなく、発症すると削瘦、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、経営に大きな影響を与えます。ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や人為的伝播を引き起こす行為の排除等を行い、検査による農場内の感染牛の把握や感染牛の計画的な更新等の対策が重要です。

○法定伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	2	4

○届出伝染病

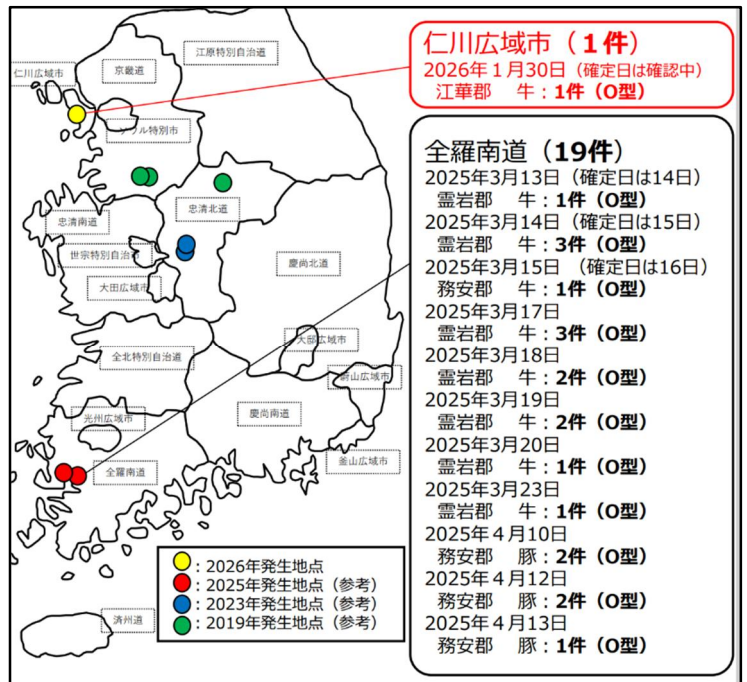
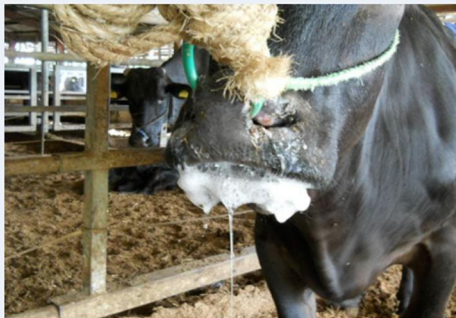
家畜	病名	件数	頭羽群数
牛	牛伝染性リンパ腫	13	15
豚	豚丹毒	5	8
鶏	鶏伝染性気管支炎	3	24
みつばち	アカリダニ症	1	4

韓国で口蹄疫が9か月ぶりに発生！

2026年1月30日、韓国の仁川広域市の牛農場で口蹄疫（O型）が発生しました。韓国での発生は2025年4月の発生以来9か月ぶりとなり、国内へ侵入するリスクが高まっています。

～牛の症状～

写真：宮崎県提供



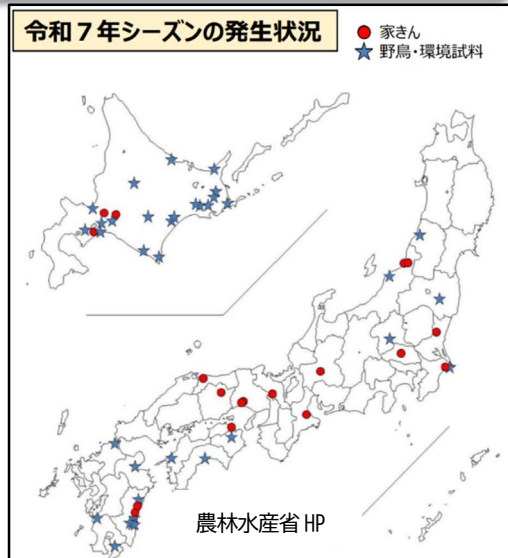
韓国の口蹄疫発生状況 出典：農林水産省HP

☆偶蹄家畜（牛・豚・緬山羊）の

飼養者は、飼養衛生管理基準の遵守し、発生予防の徹底をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザ ～北帰行期の警戒を～

令和7年シーズン、国内では本県2事例を含む18事例発生し、約423万羽（採卵鶏13事例、肉用鶏4事例、うずら1事例）が殺処分対象となっています。また、野鳥等では、1道13県で83件陽性が確認されています（2月6日現在）。3月以降、渡り鳥が営巣地に移動する時期となります。この移動が終わる5月頃までは、既に環境中に広くウイルスが存在し、発生リスクが高まっていると考え、農場へのウイルス侵入を防ぐための対策（以下のとおり）を再確認し、特に塵埃対策を可能な範囲で実施する等、最大限の警戒をお願いします。



ウイルス侵入防止対策の徹底を！

★人・物・車両の入出時対策

- 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施
- 家きん舎ごとの専用の靴の使用

★塵埃対策

- 鶏舎周辺への散水・消毒
- 換気や出荷作業前等には消毒液散布

★野生動物の侵入防止・誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- ねずみ及び害虫の駆除
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- 農場周辺のため池等水抜き、防鳥ネットや布忌避テープの設置等

畜産農家での精液等の取扱いについて

家畜改良増殖法の一部改正に伴い家畜人工授精所以外にも和牛の家畜人工授精用精液や家畜受精卵を取り扱う畜産農家も立入検査の対象となります！
以下の取扱いについて再確認をお願いします。

- 家畜人工授精所の開設の許可を得ていない場所で保存した家畜人工授精用精液等を他者に譲渡（無償含む）することはできません。
- 保存容器（ストロー等）と家畜人工授精用精液証明書等は一体（一致）管理する（ボンベにある精液ストローと精液証明書は、記載内容を含め、本数と枚数が一致していなければなりません）。
- 自家授精用に凍結精液を購入した際には、精液証明書の裏面「譲渡・経由の確認」欄を記載する。
- 家畜人工授精師で人工授精を実施していれば、家畜人工授精簿等を記録し保存する。

定期報告書の提出をお願いします

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数及び衛生管理情報等を県へ報告することが義務付けられています。不明な点がありましたらお問い合わせください。報告期限 令和8年3月6日(金)



韓国で口蹄疫が発生！



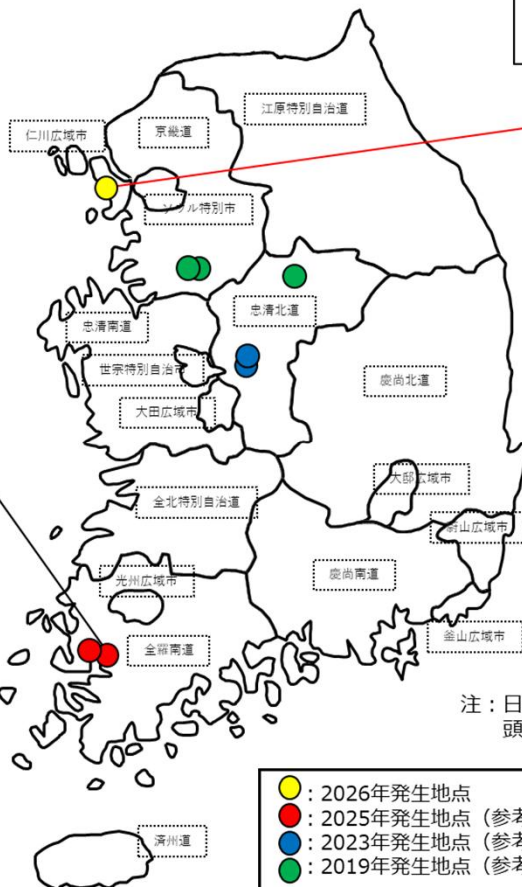
今一度、発生予防を徹底しましょう！

韓国では、2026年1月に9ヶ月ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

2026年2月2日時点
農林水産省動物衛生課

全羅南道 (19件)

- 2025年3月13日 (確定日は14日)
霊岩郡 牛: 1件 (O型)
- 2025年3月14日 (確定日は15日)
霊岩郡 牛: 3件 (O型)
- 2025年3月15日 (確定日は16日)
務安郡 牛: 1件 (O型)
- 2025年3月17日
霊岩郡 牛: 3件 (O型)
- 2025年3月18日
霊岩郡 牛: 2件 (O型)
- 2025年3月19日
霊岩郡 牛: 2件 (O型)
- 2025年3月20日
霊岩郡 牛: 1件 (O型)
- 2025年3月23日
霊岩郡 牛: 1件 (O型)
- 2025年4月10日
務安郡 豚: 2件 (O型)
- 2025年4月12日
務安郡 豚: 2件 (O型)
- 2025年4月13日
務安郡 豚: 1件 (O型)



仁川広域市 (1件)

2026年1月30日 (確定日は確認中)
江華郡 牛: 1件 (O型)

注: 日付はWOAH報告の発生日
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

- : 2026年発生地点
- : 2025年発生地点 (参考)
- : 2023年発生地点 (参考)
- : 2019年発生地点 (参考)

豚農家の皆様へ

発生予防の徹底をお願いします！

- 農場の出入口に看板を設置するなどにより、**関係者以外の立入を制限**しましょう。
- 農場の出入り時は、**専用の靴・衣服**を着用し、**手指を消毒**するとともに、持ち込む**物品**や出入りする**車両の消毒を徹底**しましょう。
- 畜舎の出入り時は、**専用の靴・衣服***を着用し、**手指を消毒**するとともに、飼養管理で使用する**物品は定期的に消毒**しましょう。
※ 大臣指定地域に限る。
- 従業員の方も含め、**口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控える**とともに、これらの国からの**郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないように**しましょう。
- 毎日、飼養家畜の健康観察**を行い、**疑わしい症状があれば直ぐに通報**しましょう。



裏面も
チェック！



専用の衣服・靴等の着用や効果的な消毒を実施しましょう！

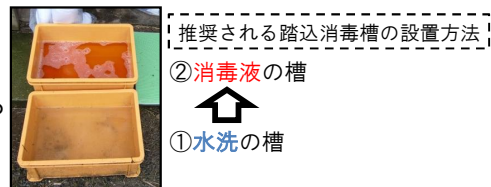
- 衛生管理区域に立ち入る場合には、**専用の靴や衣服を着用し、手指消毒を実施**しましょう。
- 畜舎ごとに**専用の靴・衣服※**を着用し、**手指消毒**を実施しましょう。
※大臣指定地域に限る。



専用の服や靴の使用、手指消毒

◎効果的な消毒のポイント

- 靴や衣服が汚れた時には、**洗浄・消毒**しましょう。踏込消毒槽の消毒液は、**汚れで効果が薄れるので、まずは汚れを落としてから消毒**しましょう。また、消毒液が汚れていたら、**直ちに交換**しましょう。
- 農場に出入りする車両を消毒する時は、**タイヤのみを消毒するのではなく、泥よけの内側部分まで消毒**し、衛生管理区域内で降車する場合に**農場専用のフロアマット等の使用や車内（ハンドルやドアノブ等）の消毒**を実施しましょう。



推奨される踏込消毒槽の設置方法！



汚れをしっかりと落としてから消毒！



車両はタイヤだけでなく、**泥よけの内側まで消毒**し、**フロアマットの交換**や**ペダル等車内も消毒**

《要注意》

- ★ **逆性石けんやアルコールは口蹄疫の消毒薬としては不適**です！
- ★ 消毒効果が弱まるので、**酸性とアルカリ性の消毒薬を同時に使用しないこと**！

疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱（水ぶくれ）**ができるのが特徴です。

～豚の症状～

写真：宮崎県提供



＜A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果＞

写真：動物衛生研究部門提供



➡ **毎日必ず健康観察**し、これらの症状を見つけ次第、直ちに**獣医師**や最寄りの**家畜保健衛生所**に**連絡**しましょう。

中央家畜保健衛生所佐渡支所 電話：0259-63-2676

（夜間・休日：080-1125-7720）

家畜衛生だより

No.282 令和8年2月発行



新潟県

下越家畜保健衛生所

〒959-2331

新発田市下飯塚 139-3

TEL: 0254-22-3067 FAX: 24-4022

休日、緊急時: 080-1134-8706

E-mail: ngt066020@pref.niigata.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ ～北帰行期の警戒を～

令和7年シーズン、本県2事例を含む18事例発生し、約423万羽(採卵鶏13事例、肉用鶏4事例、その他1事例)が殺処分対象となっています。また、野鳥等では、1道12県で78件陽性が確認されています。(2月3日現在)

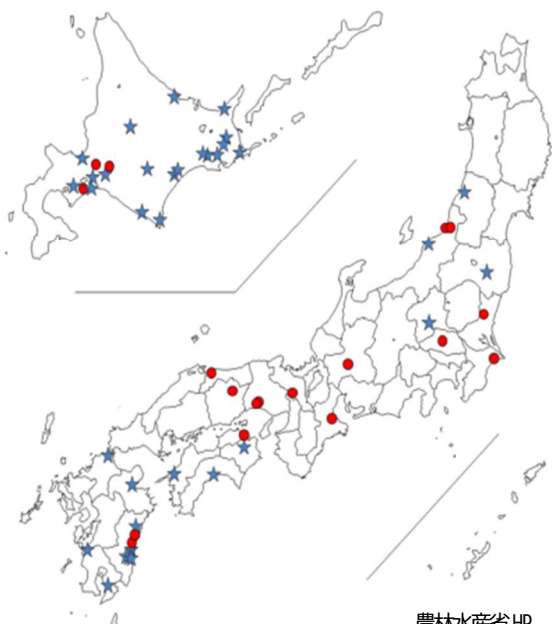
3月以降、渡り鳥が営業地に移動する時期となります。この移動が終わる5月頃までは、既に環境中に広くウイルスが存在し、発生リスクが高まっていると考え、農場へのウイルス侵入を防ぐための対策(下記のとおり)を再確認し、特に塵埃対策を可能な範囲で実施する等、最大限の警戒をお願いします。

～大臣指定地域について～

1月1日より胎内市、新発田市、聖籠町、村上市の一部が指定されました。その地域内の養鶏場では、①発生に備え、消毒薬の備蓄と塵埃対策に必要な資材等の準備、②農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討する必要があります。

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



農林水産省HP

※県内発生 of 2 事例の疫学調査報告書は農林水産省のホームページ内にありますので、参考にご覧ください。https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html#epi_result

ウイルス侵入防止対策の徹底を！

★人・物・車両の入出時対策

- 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施
- 家きん舎ごとの専用の靴の使用

★塵埃対策

- 鶏舎周辺への散水・消毒
- 換気や出荷作業前等には消毒液散布

★野生動物の侵入防止・誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- ねずみ及び害虫の駆除
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- 農場周辺のため池等水抜き、防鳥ネットや布忌避テープの設置等

定期報告書の提出をお願いします

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数及び衛生管理情報等を県へ報告することが義務付けられています。未提出の方は期限までに提出してください。不明な点がありましたらお問い合わせください。

報告期限 令和8年3月6日(金)

家畜の伝染病発生状況（新潟県：令和7年）

令和7年（県内1～12月）、家畜伝染病は高病原性鳥インフルエンザ2件が発生しました。

届出伝染病の発生は右表のとおりで、特に、牛伝染性リンパ腫はここ数年15件前後の発生があります。ウイルスを原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする牛の疾病で、感染牛のうち発症するのは数%ですが、治療法やワクチンはなく、発症すると消瘦、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、経営に大きな影響を与えます。ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や人為的伝播を引き起こす行為の排除等を行い、検査による農場内の感染牛の把握や感染牛の計画的な更新等の対策が重要です。

○法定伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	2	4

○届出伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
牛	牛伝染性リンパ腫	13	15
豚	豚丹毒	5	8
鶏	鶏伝染性気管支炎	2	16
みつばち	アカリシダニ症	1	4

ハエ対策は早めから

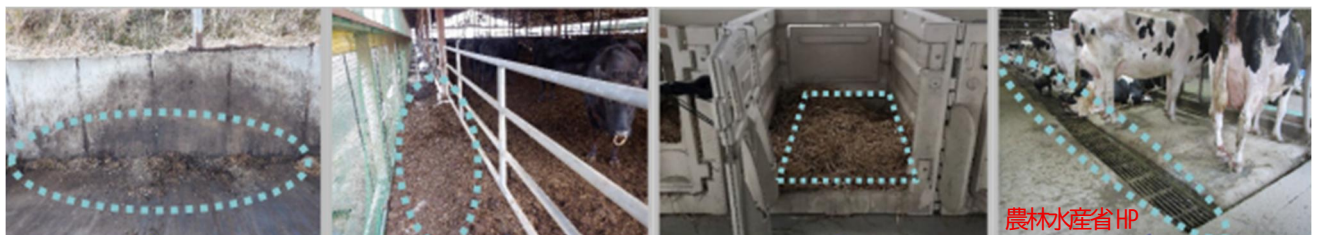
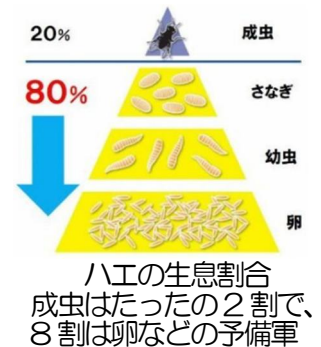
ハエは生産者を困らせる衛生害虫のひとつで、家畜に対して不快感やストレスを与えたり、病原体を媒介したり、生産性に悪影響を及ぼします。見られる多くはイエバエ（非吸血性）とサシバエ（吸血性）です。管内では、ここ数年、春先早くから気温が高くなるため、ゴールデンウィークを過ぎたころには、ハエが増え始める傾向です。ハエの種類により生活環は異なりますが、成虫が見える前の春先から予防的に卵・ウジ対策をすることが重要です。

○卵・ウジ対策

- ①畜舎の隅や残飼、汚水が溜まる場所を清掃し、ウジが育つ環境を減らす。
- ②堆肥の切り返しを適切に行い、発酵させる。
- ③4月上旬には昆虫発育抑制剤(IGR剤)を散布する(その後は定期的に)。

○成虫対策

- ①ハエ取り粘着シートや防虫ネット(殺虫剤入り等)の設置、畜舎周囲の草刈り。
- ②噴霧殺虫剤等(有機リンや合成ピレスロイド系等)を利用する。



家畜人工授精所を開設していない畜産農家での精液等の取扱いについて

令和2年に家畜改良増殖法が改正され、家畜遺伝資源の適正な生産・流通・利用を確保するために、人工授精用精液等の適正な管理が求められ、家畜人工授精所への立入検査等が実施されています。また、家畜人工授精所を開設していない畜産農家には立入検査していませんが、精液等について、以下の点等を確認し、取扱いに注意してください。

- ・家畜人工授精所の開設の許可を得ていない場所で保存した家畜人工授精用精液等を他者に譲渡(無償含む)しない。
- ・保存容器(ストロー等)と家畜人工授精用精液証明書等は一体(一致)管理する(ボンベにある精液ストローと精液証明書は、記載内容を含め、本数と枚数が一致していなければなりません)。
- ・自家授精用に凍結精液を購入した際には、精液証明書の裏面「譲渡・経由の確認」欄に記載する。
- ・家畜人工授精師で人工授精を実施していれば、家畜人工授精簿等を記録し保存する。

家畜衛生だより

No. 220 令和8年2月発行



新潟県

上越家畜保健衛生所

〒943-8551

上越市本城町 5-6

TEL:025-526-9441 FAX:522-1724

E-mail:nigt066060@pref.niigata.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ ～北帰行期の警戒を～

令和7年シーズンは、これまでに本県2事例を含む18事例発生し、約423万羽（採卵鶏13事例、肉用鶏4事例、うずら1事例）が殺処分対象となっています。野鳥等でも14道県83事例陽性が確認されています。（2月6日現在）

これから渡り鳥が北方の営巣地に移動する時期となります。この移動が終わる5月頃までは、環境中に広くウイルスが存在し、発生リスクが高い状態が続くと考えられます。

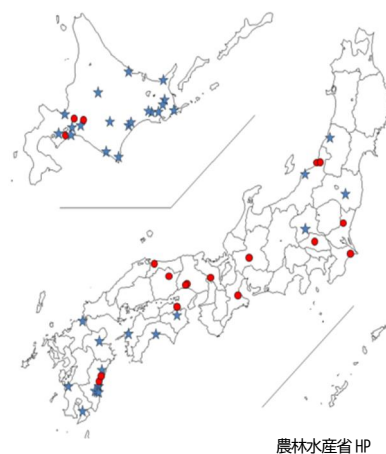
農場へのウイルス侵入を防ぐための対策を再確認し、特に塵埃対策を可能な範囲で実施する等、最大限の警戒をお願いします。

※県内発生2事例の疫学調査報告書は農林水産省のホームページ内にありますので、参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/syuan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html#epi_result

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



農林水産省 HP

ウイルス侵入防止対策の徹底を！

★人・物・車両の入出時対策

- 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施
- 家きん舎ごとの専用の靴の使用

★塵埃対策

- 鶏舎周辺への散水・消毒
- 換気や出荷作業前等には消毒液散布

★野生動物の侵入防止・誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- ねずみ及び害虫の駆除
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- 農場周辺のため池等水抜き、防鳥ネットや布忌避テープの設置等

【大臣指定地域（発生リスクの高い地域）における対策】

1月1日より上越市、柏崎市、胎内市、新発田市、聖籠町、村上市の一部が指定されました。指定地域内の養鶏場では次の対策が必要になります。①発生に備え、消毒薬や塵埃対策に必要な資材等を備蓄する。②農場周辺の野鳥の生息状況を把握し侵入防止対策を講じる。③ため池の水を抜くなど地域内で取り組むべき野鳥対策を検討する。

定期報告書の提出をお願いします

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数及び衛生管理情報等を県へ報告することが義務付けられています。期限までに提出をお願いします。 報告期限 令和8年3月6日(金)

新潟県における家畜の伝染病発生状況

令和7年(1~12月)、家畜伝染病は高病原性鳥インフルエンザが2件発生しました。届出伝染病は、牛伝染性リンパ腫が毎年15頭前後で推移しています。本病は牛伝染性リンパ腫ウイルス(BLV)による腫瘍性の全身性疾患で、血液や乳汁を介して伝播します。感染牛のうち発症するのは数%ですが、治療法やワクチンはないため、農場のBLV感染状況を把握し、吸血昆虫対策等の感染防止対策を実施することが重要です。

○家畜伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	2	4

○届出伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
牛	牛伝染性リンパ腫	13	15
豚	豚丹毒	5	8
鶏	鶏伝染性気管支炎	3	24
みつばち	アカリング二症	1	4

韓国で口蹄疫が9か月ぶりに発生！

令和8年1月30日、韓国の仁川広域市の牛農場で口蹄疫(O型)が発生しました。現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。偶蹄家畜(牛・豚・緬山羊)の飼養者は、飼養衛生管理基準の遵守し、発生予防の徹底をお願いします。

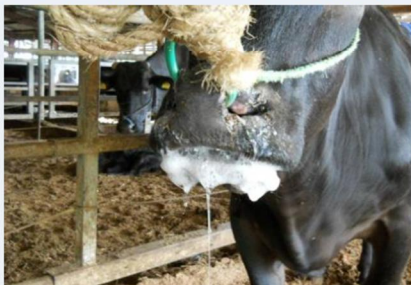
疑わしい症状は直ちに通報を！

口蹄疫は牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後に**泡状のよだれ**を流したり、**口、ひづめ、乳房に水疱(水ぶくれ)**ができるのが特徴です。

<A型口蹄疫ウイルスの感染実験の結果>

～牛の症状～

写真:宮崎県提供



上顎口唇潰瘍



水疱が破れている

写真:動物衛生研究部門提供

農林水産省HP

畜産農家での精液等の取扱いについて

家畜改良増殖法の一部改正に伴い、家畜人工授精所以外にも和牛の家畜人工授精用精液や家畜受精卵を取り扱う畜産農家も立入検査の対象となります！

精液等について、以下の点等を確認し、取扱いに注意してください。

- 家畜人工授精所の開設の許可を得ていない場所で保存した家畜人工授精用精液等を他者に譲渡(無償含む)することはできません。
- 保存容器(ストロー等)と家畜人工授精用精液証明書等は一体(一致)管理する(ボンベにある精液ストローと精液証明書は、記載内容を含め、本数と枚数が一致していなければなりません)。
- 自家授精用に凍結精液を購入した際には、精液証明書の裏面「譲渡・経由の確認」欄を記載する。
- 家畜人工授精師で人工授精を実施していれば、家畜人工授精簿などを記録し保存する。